

長運輸第681号の2  
令和4年1月6日

一般乗合旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局長野運輸支局長  
〔 公 印 省 略 〕

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金上限の認可に関する  
処理方針の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局長より別添のとおり通達があったので、了知願います。

北信交旅第740号  
令和3年12月28日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長  
〔公印省略〕

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に  
関する処理方針の一部改正について

標記について、自動車局長より別紙（令和3年12月27日付け国自旅第390号）のとおり通達があったので、了知するとともに、遺漏なきよう取計らい願います。

国自旅第390号  
令和3年12月27日

北陸信越運輸局長 殿

自動車局長  
(公印省略)

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に  
関する処理方針の一部改正について

「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理  
方針」(平成13年12月5日付国自旅第116号)の一部を別紙新旧対照表  
のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり  
通知したので申し添える。

## 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針（平成13年12月5日付国自旅第116号）の一部改正案 新旧対照表

改 正	現 行
<p>第7 その他 1～4 (略) 5 実施時期等 本処理方針は、<u>令和3年12月28日以降</u>に申請を受け付けたものから適用する。</p> <p>(別紙2) 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃原価・収入の算定基準</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2. 原価計算の対象地域等の単位及び原価計算期間 1. 原価計算の対象地域等の単位 (略) 2. 原価計算期間 実績年度は<u>最新の実績年度1年間</u>とし、運賃水準決定のための原価計算期間(平年度)は、申請事業年度の翌年度1年間とする。</p> <p>第3. 関連収益及び費用の配分 (略)</p> <p>第4. 標準原価 (略)</p> <p>第5. 輸送需要及び輸送力の算定 (略)</p> <p>第6. 原価の算定 1. 運賃原価の範囲 (略) 2. 要素別原価の算定 一般バスについては、当該ブロックの標準原価、標準原単位を用いて、</p>	<p>第7 その他 1～4 (略) 5 実施時期等 本処理方針は、<u>平成22年10月8日以降</u>に申請を受け付けたものから適用する。</p> <p>(別紙2) 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃原価・収入の算定基準</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2. 原価計算の対象地域等の単位及び原価計算期間 1. 原価計算の対象地域等の単位 (略) 2. 原価計算期間 運賃水準決定のための原価計算期間(平年度)は、申請事業年度の翌年度1年間とする。</p> <p>第3. 関連収益及び費用の配分 (略)</p> <p>第4. 標準原価 (略)</p> <p>第5. 輸送需要及び輸送力の算定 (略)</p> <p>第6. 原価の算定 1. 運賃原価の範囲 (略) 2. 要素別原価の算定 一般バスについては、当該ブロックの標準原価、標準原単位を用いて、以</p>

以下の基準により算定する。ただし、離島又は過疎地域等を運賃設定地域等とする場合であって、経営実態等から当該ブロックの標準原価、標準原単位を用いることが適当ではないと認められる場合は、実際原価を基礎に算定するものとする。また、限定バス（それぞれ「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の制度について」（平成13年12月5日国自旅第118号）に定めるところによる。以下同じ。）については、原則として実際原価を基礎に以下の基準を準用して算定するものとする。

(1) 人件費

人件費は、給与、退職金、厚生費の合計額とし、次式により算定する。

イ. 給与

標準平均給与月額 × 標準増加率 × 平年度支給延人員

[算定基礎]

① 標準平均給与月額

(実績平均給与月額 + 全産業平均給与月額) ÷ 2

・ 実績平均給与月額

次式により算出する。

実績給与支給総額 ÷ 総支給延人員

・ 全産業平均給与月額

「厚生労働省 賃金構造基本統計調査」の産業計（都道府県別・企業規模別）における「きまって支給する現金給与額」と「年間賞与その他特別給与額」を用いて算定する。

② 標準増加率

翌年度 … 当該ブロックの平均増加率とする。

平年度 … 運賃原価算定デフレーターにより算定する。

③ 平年度支給延人員

(総支給延人員 + 算定支給延人員) ÷ 2

算定支給延人員は次式により算定する。

実年間総労働時間 ÷ 全産業における月間平均労働時間

・ 実年間総労働時間

人件費が発生する従業員の実年間総労働時間とし、休憩時間  
その他人件費が発生しない労務に係る労働時間は除く。

・ 全産業における月間平均労働時間

下の基準により算定する。ただし、離島又は過疎地域等を運賃設定地域等とする場合であって、経営実態等から当該ブロックの標準原価、標準原単位を用いることが適当ではないと認められる場合は、実際原価を基礎に算定するものとする。また、限定バス（それぞれ「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の制度について」（平成13年12月5日国自旅第118号）に定めるところによる。以下同じ。）については、原則として実際原価を基礎に以下の基準を準用して算定するものとする。

(1) 人件費

人件費は、給与、退職金、厚生費の合計額とし、次式により算定する。

イ. 給与

実績平均給与月額 × 標準増加率 × 平年度支給延人員

ただし、実績平均給与月額が標準平均給与月額の110%を超える場合又は90%を下回る場合には、当該超える部分又は下回る部分の1/2を、標準平均給与月額の110%又は90%の額に加算又は減算した額とする。

[算定基礎]

① 標準平均給与月額

当該ブロック給与支給総額 ÷ 総支給延人員

② 標準増加率

翌年度 … 当該ブロックの平均増加率とする。

平年度 … 運賃原価算定デフレーターにより算定する。

③ 平年度支給延人員

平年度実車走行キロ ÷ 査定一人一ヶ月実車走行キロ

査定一人一ヶ月実車走行キロ

・ 都市規模別補正（人口20万人以上の都市に路線を有する場合）

(都市規模別標準1人当り実車走行キロ + 実績1人当り実車走行  
キロ) ÷ 2

・ 実働日車当たり使用人員による補正

実績実働日車当たり使用人員が標準実働日車当たり使用人員の  
110%を超える場合又は90%を下回る場合、当該超える部分又は  
下回る部分の1/2を、標準実働日車当たり使用人員の110%又は

「厚生労働省 賃金構造基本統計調査」の産業計（都道府県別・企業規模別）における「所定内実労働時間」と「超過実労働時間数」を用いて算定する。

ロ．退職金  
（略）

ハ．厚生費  
（略）

(2)～(8) （略）

第7．収入の算定  
（略）

第8．所要増収率及び改定運賃率の算定  
（略）

第9．料金の算定  
（略）

90%の人員に加算又は減算した人員とし、次式により算定する。

都市規模別補正後1人当たり実車走行キロ×実績実働日車当たり  
使用人員÷補正実働日車当たり使用人員

ロ．退職金  
（略）

ハ．厚生費  
（略）

(2)～(8) （略）

第7．収入の算定  
（略）

第8．所要増収率及び改定運賃率の算定  
（略）

第9．料金の算定  
（略）

国自旅第390号の2  
令和3年12月27日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国 土 交 通 省  
自 動 車 局 長

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に  
関する処理方針の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長  
あて通達したので、貴協会においてもその旨了知されるとともに、傘下会  
員に対して周知されたい。